

三重県環境審議会第1回騒音・振動部会 議事概要

令和4年4月19日（火）
9時10分から10時15分まで

1 開会

2 部会長の選出

部会長：野呂委員

部会長代理：岡田委員

3 議題等

(1) 三重県生活環境保全に関する条例で定める指定施設（騒音・振動）の見直しの検討について

[主な質疑応答]

- ・法と条例の施設の条件の確認ですが、法と条例の対象が異なる理由を教えてください。【資料4（P.10）】
→騒音規制法では「空気圧縮機及び送風機」を合わせて規定していますが、条例では「空気圧縮機」と「送付機」に分けて規定をしています。
また、振動規制法では同じ「圧縮機」を規定しています。資料の記載に誤りがありますので訂正いたします。

- ・今後予定している振動規制法施行令に関する告示について、低振動型機器として、これから販売する機器を対象とするのか、現在稼働中の機器も対象とするのでしょうか。また、指定の方法はどのようなのでしょうか。【資料5（P.18）】
→指定するスクリー式の機器については、現在稼働中のものも含めて規制対象外とすると思われます。その方法について、機器のメーカー情報や型番情報等の一覧とするのかどうかは未定です。

- ・現在稼働中の機器は、長期間使用しているものが多いと思われるため、規制対象外となる場合には的確に対応をお願いします。

- ・圧縮機等に係る公害苦情件数ですが、平成27年度以降の集計結果を記載していますが、それ以前の状況を教えてください。【資料4（P.18）】
→圧縮機等に係る平成26年度以前の公害苦情件数は把握していませんが、近年の傾向としては、平成27年度以降の集計結果の状況と同じものと考え

えています。

- ・国の見直しの検討では、スクリー式であれば規制基準を超過することは無いということ判断されたと思います。
- ・周辺自治体の条例の規制状況ですが、各自治体により規制内容が異なっていますが、各自治体の規制の考え方について把握していれば教えていただきたいです。報告の検討の参考にできればと思います。【資料4 (P.19)】
→各自治体の条例の規制の考え方については把握しておりません。
- ・県条例の見直しの方向性（案）について意見はありますか。【資料6 (P.21)】

→（各委員）方向性案について問題ありません。

(2) その他

次回開催予定：5月6日（金）

4 閉会